

クジラの問題 南極の近くでクジラを捕るのを中止するんだって

開倫塾

塾長 林明夫

1. この調査捕鯨の妨害や禁止の問題を考えることは、様々な問題を複眼的な視点で考える上でとても勉強になります。

2. (1)第1点は、捕鯨の歴史。例えば、日本の開国は、日本近海にたくさんいたマッコウクジラの油を求めるアメリカの捕鯨船の補給基地として日本の港を使わせるように求めたペリーの率いるアメリカの東インド艦隊によってなされました。日本の開国は、アメリカの捕鯨によってなされたと言えます。

クジラは食用として、油として、また、様々な形で、世界でも日本でもとても役に立ちました。クジラとの関係が深い国には、クジラを捕獲し、様々な形で活用する、人々の暮らしに密着する長い伝統と文化があります。

(2)捕鯨にも、また、クジラにも必要性があり、文化と伝統があることを知るのはいくら勉強です。

3. (1)第2点は、多様性、価値観の衝突の問題。私は食べ物には好き嫌いがあまりないのですが、苦手なものもあります。パリの高級レストランで出された鳩料理はどうしても食べられませんでした。私にとって、鳩は平和の象徴です。平和の象徴である鳩がテーブルの上に乗った瞬間、気分が悪くなってしまい、ちょっと用事を思い出しましたと言ってレストランから出てきてしまいました。(私のために親切に鳩料理を出して下さった方には申し訳ないと思いましたが...). スペインの古い大学都市サラマンカで出たウサギの足の料理と水道橋で有名な古都セゴビアで出た子豚の丸焼きも口にすることができませんでした。

(2)だからといって、鳩やウサギ、子豚をつかまえたり、料理する人を非難したり、その人たちを妨害したりすることはしません。嗜好(しこう)、好き・嫌い、得意・不得意の問題であると考えます。

捕鯨やクジラを食べる人を非難し、船に体当たりまでして妨害するのは、自分の価値観や好みを暴力的に押し付ける人のように私には思えます。

(3)価値観や好みが変わった場合に、それを暴力を用いて相手に押し付けることは、多様性(ダ

イバーシティ)の尊重から許されるのかという問題ですね。

(4)国が定めた法律が悪法である場合は、正義の名の下にそれに従わなくてもよい、抵抗してもよいという考えもあります。が、法律は憲法や法の手続きの下に適用されるべきで、もしそれを変えたければ立法の手続きで行われるべきだ、憲法に違反する場合には違憲立法審査権を行使し、違憲訴訟を提起すべきと考えます。

(5)他の国の法律や国際的な条約に基づいて行っている調査捕鯨が自分たちの考える正義に反するからといって実力行使をしてよいのか、抵抗権を行使することは許されるのか。これを許したら、世界中に実力行使が蔓延し、世界の秩序は守られずに、世界中が無法地帯になってしまいます。

4.(1)第3点は、世界の国々を集めた国際会議で解答を見出そうとなった場合に、その国際会議の結論は正しいのかという問題です。

(2)自分の国の意見に賛成する国をたくさん集めた国の意見が通りやすいのは厳然たる事実です。調査捕鯨船には日本国政府も費用の一部を出しているので、国の利益(国益)のための調査と言えます。調査捕鯨船を出すという国益のために用いるのが外交交渉であるとするならば、国際会議で多数の国々を日本の味方にするためには、あらゆる外交ルートを駆使しての多数派工作が必要です。

(3)調査捕鯨の最大の問題は、この問題が様々な日本外交の課題の中でどれだけ大切な問題なのかということです。日本の国益にも順番があります。優先順位はどのくらいなのかを考えなければなりませんからね。

(4)鯨肉を食べる人があまりいないのなら、そんなに力を入れなくてもよいという意見もあります。ただ、この問題で日本が引き下がれば、暴力を伴った実力行使に日本は敗れたということになり、国家としての威信、尊厳を著しく傷つけられたということにもなります。

5.(1)ハーバード大学のサンデル教授ではありませんが、正義とは何かという大きな問題も含んでいます。

(2)一度じっくり世界や日本の捕鯨の歴史、文化、産業と、価値観や嗜好のぶつかり合い(衝突)、外交とは何かの問題も考えてみて下さいね。とてもよい勉強になりますよ。